

墨田区監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和7年9月24日

墨田区監査委員 岩佐 一郎

同 大清水 善信

同 小暮 和敏

同 おおこし 勝 広

令和 7 年度財政援助団体等監査結果報告書

1 根拠法令等

地方自治法第 199 条第 7 項及び墨田区監査基準

2 監査の対象

- (1) 令和 6 年度に財政的援助を与えた団体等における出納及びその他の事務執行のうち財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体の出納及びその他の事務で、令和 6 年度の執行に係るもの
- (3) 公の施設の管理を指定管理者として行わせている団体の出納及びその他の事務で、令和 6 年度の執行に係るもの

3 監査実施期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から同年 8 月 6 日（水）まで

4 監査対象団体

実地監査団体 18 団体

別添「令和 7 年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表」のとおり、監査委員及び監査委員事務局による実地監査を実施した。

5 監査の観点

- (1) 補助金等交付団体において、補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 出資団体において、事業運営が出資目的に沿って行われ、会計経理が適正に行われているか。
- (3) 指定管理者において、公の施設の管理が協定に基づき行われ、会計経理が適正に行われているか。

6 監査委員の除斥等

地方自治法第 199 条の 2 の規定により、おおし勝広監査委員は、公益財団法人墨田区文化振興財団及び社会福祉法人墨田区社会福祉事業団の監査について、除斥となった。また、岩佐一郎監査委員は、7 監査結果（3）監査委員意見のうち企画経営室の所管に係るものについて関与していない。

7 監査結果

以上のとおり監査を実施したところ、監査対象団体の当該財政援助等に係る

出納その他の事務の執行は概ね当該財政援助の目的等に沿って行われていたが、以下に掲げる事項について、監査結果として特に記すものである。

(1) 指摘事項

ア 補助金等交付団体に係るもの

(ア) 「墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金」において、定期利用保育事業に係る利用時間ごとの延べ利用児童数を誤って計上したため、実績報告書における実績額が要綱に基づく算定額よりも多い額となっていた。(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、子ども施設課)

イ 指定管理者に係るもの

(ア) 指定業務である「園児用布団の水洗い」の一部及び「カーテン等クリーニング、防炎加工」が実施されていなかった。(社会福祉法人わかば会(墨田区長浦保育園)、子ども施設課)

(2) 指導・注意事項

以下については、指摘事項とするまでには至らないものの不適正な処理が行われている事案である。実地監査で指導・注意を行い、所要の訂正・改善を確認あるいは今後の改善を促したものである。

ア 補助金等交付団体における事務の執行を適正に行うべきもの

(ア) 要綱において、実績報告書を別に指定する日までに区長に提出すると定められているが、提出が行われていないものがあった。(1 団体)

イ 出資団体における事案の決定手続を適正に行うべきもの

(ア) 契約に係る事案の決定で、当該団体の規程に定める決定権者と異なる職の者により決定が行われているものがあった。(1 団体)

ウ 指定管理者における事務の執行を適正に行うべきもの

(ア) 協定書において、事前に区の承諾を受けた場合に限り、指定業務の一部を第三者に委託することができると定められているが、承諾を受けずに委託が行われているものがあった。(6 団体)

(イ) 協定書において、1 件につき 70 万円以上の修繕を実施する場合は、区に対して工事の計画書を提出し、事前に区の承諾を受けなければならないと定められているが、計画書を提出せずに修繕が行われているものがあった。(1 団体)

(ウ) 協定書において、施設の利用者等に事故があったときは、直ちに区に

報告し、その指示を受けると定められているが、報告が行われていないものがあつた。(1 団体)

(エ) 協定書において、毎年度 1 2 月 2 8 日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書等を区に提出すると定められているが、期限を過ぎて提出が行われているものがあつた。(1 団体)

(オ) 協定書に基づき区に提出された毎月の事業報告書について、内容に漏れや誤りがあるものがあつた。(3 団体)

(カ) 協定書に基づき区に提出された毎年度の指定業務終了後の事業報告書、収支決算書について、内容に漏れや誤りがあるものがあつた。(6 団体)

エ 指定管理者における施設の管理を適正に行うべきもの

(ア) 消火器の前や避難経路に障害物が置かれているものがあつた。(3 団体)

(イ) 什器等に転倒防止のための措置が行われていないものがあつた。(4 団体)

オ 指定管理者における備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 区に所有権が帰属する備品のうち、区の備品番号等を記載したラベルの貼付が行われていないものがあつた。(3 団体)

(イ) 協定書において、1 件 5 万円以上の物品を購入し、又は調達した場合は、区にその物品名及び価格を通知すると定められているが、通知が行われていないものがあつた。(1 団体)

以上述べてきた指導・注意事項のほかにも、監査当日に軽易な誤りについての訂正等を促している。大きな事務の誤りを未然に防ぐためにも、適正な事務処理に留意されたい。

(3) 監査委員意見

地方自治法第 1 9 9 条第 1 0 項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

ア 指摘事項について

(ア) 補助金等交付団体について

7 (1) ア (ア) の事案は、補助金等交付団体において内容確認が不十分であつたことなどにより生じたもので、これによって、利用予定児童数に基づき既に交付されていた補助金額と利用実績から算出する補助金の確定額との差から生じる区への返還額が少なくなっていたため、結果として、区への追加の返還を要することになるものである。

補助金等交付団体においては、同様の誤りを繰り返すことのないよう、

一層の確認体制の確保に取り組まれない。また、所管課においては、書類上の審査のみでなく、適時適切に実地調査で内容を確認するなど、更なる審査体制の充実に努め、補助金の適正化を図られたい。

(イ) 指定管理者について

7(1)イ(ア)の事案は、協定書において年2回とされている園児用布団の水洗いの一部及び年1回とされているカーテン等クリーニング、防炎加工が実施されていなかったため、結果として、未実施分の指定管理料について、区への返還を要することになるものである。

指定管理者においては、協定書や覚書による業務の実施内容を十分に把握するとともに、年間計画書で実施時期を具体的に定めるなど、業務の進捗管理を徹底されたい。また、所管課においては、指定管理者に対するモニタリングにより書類・実地の両面からその執行状況が協定書や覚書の水準等を満たしているか厳正にチェックされたい。

イ 指導・注意事項について

(ア) 指定管理者による指定業務の第三者への委託について

指定業務の第三者委託において区の承認を受けていないものが、6団体認められた。

「墨田区指定管理者制度ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」では、「原則として指定業務を第三者に委託することはできない。ただし、指定業務の全部又は主たる部分(企画立案、業務運営、基幹業務等)以外の施設の清掃業務・警備業務や設備の保守点検業務などの専門性の高い個別の業務については、事前に区が承認した上で第三者に委託することができる。」としていることから、所管課は、指定業務の適正な執行を確保するために、第三者委託について事前承認による関与をしなければならない。今回、委託可能な業務以外の委託は見受けられなかったが、指定管理者は、ガイドラインを踏まえた協定書、覚書の内容を十分に認識し、適切に対応されたい。

(イ) 指定管理者の収支決算書について

今回、支出に含める必要のない経費も計上してしまったことによる金額の誤りなど、不正確な記載が見受けられた。令和7年度においては、区が「指定管理収支予算・決算書の記載例・注意点」を示しているので、これらを参考に正確な収支決算書の作成に努められたい。

ウ 指定管理施設の適切な運営について

民間事業者のノウハウを生かした区民サービス向上や経費節減といっ

た指定管理者制度の目的を実現するために、指定管理者には協定書・覚書に基づいた業務の適切な執行が求められているが、毎年度、同じような誤りが繰り返されている。

その発生要因の一つは、本部等で行う協定書・覚書の履行確認に係る事務と施設の管理運営業務との間の連携不足である。定期的に相互で情報共有しながらチェックし合うなど、自己点検の仕組みを工夫されたい。

発生要因の二つ目は、所管課による収支予算書・収支決算書などのチェックやモニタリングが十分でないことである。区が作成した「指定管理者制度運用に係るチェックポイント」や所管課への個別の支援策を活用し、指導監督を徹底されたい。

なお、利用者アンケートなどから課題を分析し、所管課と情報共有して改善に努めている施設も複数あった。また、運営についても、利用者数をコロナ禍以前に戻すべく事業内容を工夫していたり、不審者対策に力を入れたりするなど、事業者側の努力も見て取れた。

今後とも区民が安全、快適に施設を利用できるよう、指定管理者には適切な運営を望むものである。

令和 7 年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表

1 監査委員監査

実施日	対 象 団 体	種 類	財 政 援 助 等 概 要
7月10日 (木)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	江東橋児童館の管理運営業務を指定管理者として行 わせている。
	隅田川花火大会実行委員会	補 助 金	隅田川花火大会に関する経費の一部を補助してい る。
7月16日 (水)	小学館集英社プロダクション・理 究キッズ共同事業体	指定管理者	八広児童館の管理運営業務を指定管理者として行 わせている。
	J Nすみだ共同事業体	指定管理者	すみだ生涯学習センターの管理運営業務を指定管 理者として行わせている。
7月18日 (金)	社会福祉法人奉優会	指定管理者	いきいきプラザの管理運営業務を指定管理者とし て行わせている。
	住友不動産エスフォルタ・住友不動産 建物サービス・アズビル共同企業体	指定管理者	すみだスポーツ健康センターの管理運営業務を指定 管理者として行わせている。
7月23日 (水)	社会福祉法人わかば会	指定管理者	墨田区長浦保育園の管理運営業務を指定管理者とし て行わせている。
	すみだスポーツ振興まちづくりパート ナーズ	指定管理者	スポーツプラザ梅若の管理運営業務を指定管理者とし て行わせている。
7月29日 (火)	ミアヘルサ株式会社	指定管理者	両国子育てひろばの管理運営業務を指定管理者とし て行わせている。
	株式会社丸井	指定管理者	すみだ産業会館の管理運営業務を指定管理者として 行わせている。
7月31日 (木)	一般財団法人墨田まちづくり公社	補 助 金 出 資 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するた めに設立された。地域集会所の管理運営業務を指定管 理者として行わせているほか、その他の事業に関する 経費の一部を補助している。

2 事務監査

実施日	対 象 団 体	種 類	財 政 援 助 等 概 要
7月1日 (火)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	江東橋児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	株式会社丸井	指定管理者	すみだ産業会館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月3日 (木)	株式会社チャイルドステージ	補 助 金	認可保育所の施設整備や運営に対して、必要な経費の一部を補助している。
	隅田川花火大会実行委員会	補 助 金	隅田川花火大会に関する経費の一部を補助している。
7月4日 (金)	小学館集英社プロダクション・理究キッズ共同事業体	指定管理者	八広児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	J Nすみだ共同事業体	指定管理者	すみだ生涯学習センターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月8日 (火)	社会福祉法人奉優会	指定管理者	いきいきプラザの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	住友不動産エスフォルタ・住友不動産建物サービス・アズビル共同企業体	指定管理者	すみだスポーツ健康センターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月9日 (水)	社会福祉法人わかば会	指定管理者	墨田区長浦保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	すみだスポーツ振興まちづくりパートナーズ	指定管理者	スポーツプラザ梅若の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月17日 (木)	ミアヘルサ株式会社	指定管理者	両国子育てひろばの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	墨田区職員互助会	補 助 金	会員の福利厚生を増進を図るために行う事業活動に対して、必要な経費の一部を補助している。
7月24日 (木)	一般財団法人墨田まちづくり公社	補 助 金 資 出 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。地域集会所の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月28日 (月)	公益財団法人墨田区文化振興財団	補 助 金 資 出 指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月30日 (水)	墨田区老人クラブ連合会	補 助 金	高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進する老人クラブによって構成された連合会が実施する老人クラブ育成等に関する事業に対して、その経費の一部を補助している。
7月31日 (木)	社会福祉法人墨田さんさん会	補 助 金	障害者福祉の向上を目的とした福祉サービス事業に対して、必要な経費の一部を補助している。
8月5日 (火)	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補 助 金 資 出 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
8月6日 (水)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	補 助 金	はなみずき保育室における定期利用保育、一時預かり事業に関する経費の一部を補助している。